

一関地区広域行政組合介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱要綱（平成 19 年 5 月 31 日介護保険課長決裁。以下「要綱」という。）第 7 の規定に基づき、以下のとおり必要な事項を定める。

令和 7 年 2 月 4 日 事務局長決裁

- 1 「介護サービスの提供」は、送迎、通院等の間を含むものとする。また、居宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間を含むものとする。
- 2 要綱第 2 (1) アの病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合を含む。）は報告するものとする。
- 3 要綱第 2 (1) イの感染症又は食中毒について、次に該当する場合は、各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告し、併せて、当組合に対して事故報告書の提出をすること。
 - (1) 同一の感染症又は食中毒による若しくはそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - (2) 同一の感染症又は食中毒の患者若しくはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を認めた場合なお、上記(1)から(3)の要件を満たさない少数の発生案件であっても、介護保険事業所における事故等としての報告を要するものであり、一斉に、又は断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、事故報告を行うとともに、上記(3)に該当する場合は各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、第一報、第二報といったように、速報性を考慮して随時報告を行うなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 4 要綱第 2 (1) ウのケガ及び同エの事故については、医師（施設の勤務医又は配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要になったものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合若しくは利用者に見舞金や賠償金を支払った場合には、ケガ又は事故の程度にかかわらず報告するものとする。
- 5 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わないものとする。

- 6 要綱第2(1)オ又は同ケに該当する従業者の法令違反、不祥事等の発生については、利用者への介護サービスの提供に関連するものとする。(利用者からの預かり金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など)
- 7 要綱第2(1)キの火災や災害については、利用者へのサービスの提供に影響するものとする。
- 8 要綱第4による報告については、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地にかかわらず当該利用者の保険者が当組合の場合は当組合管理者に報告を行うものとする。
また、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地が当組合管内で当該利用者の保険者が当組合以外の場合には、該当する保険者に報告するとともに当組合管理者にも報告を行うものとする。
- 9 介護保険指定事業者以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの事業者又は事業所の管理者は、事業所における事故について、この要綱に準じ報告を行うものとする。